



栃木県公報

令和2(2020)年
3月31日(火)
号 外
第24号

目 次

規 則

- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正..... 1
- 栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正..... 5
- 栃木県流域下水道条例施行規則の一部改正..... 6

訓 令

- 栃木県土木工事直営執行規程の廃止..... 6

規 則

栃木県規則第二十一号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動豆乳製造装置</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>自動乳鉢</td> <td style="text-align: center;"><u>1時間につき</u> <u>70円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超精密加工機</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材料処理機器類</p>	名 称	使 用 料	略		自動豆乳製造装置	略	自動乳鉢	<u>1時間につき</u> <u>70円</u>	略		超精密加工機	略	略		<p>別表第2(第12条関係)</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動豆乳製造装置</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超精密加工機</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>超微細放電加工機</td> <td style="text-align: center;"><u>1時間につき</u> <u>1,400円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 材料処理機器類</p>	名 称	使 用 料	略		自動豆乳製造装置	略	略		超精密加工機	略	超微細放電加工機	<u>1時間につき</u> <u>1,400円</u>	略	
名 称	使 用 料																												
略																													
自動豆乳製造装置	略																												
自動乳鉢	<u>1時間につき</u> <u>70円</u>																												
略																													
超精密加工機	略																												
略																													
名 称	使 用 料																												
略																													
自動豆乳製造装置	略																												
略																													
超精密加工機	略																												
超微細放電加工機	<u>1時間につき</u> <u>1,400円</u>																												
略																													

名 称	使 用 料
略	
搾汁機	略
酸処理用ドラフト チャンバー	1時間につき 1,120円
略	
プラズマ重合装置	略
粉体作業用チャン バー	1時間につき 280円
略	
ゆば製造装置	略
溶剤処理用ドラフ トチャンバー	1時間につき 910円
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
焼入性評価試験装 置	略
略	

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
走査型電子顕微鏡 (金属観察用)	略
略	

名 称	使 用 料
略	
搾汁機	略
略	
プラズマ重合装置	略
略	
ゆば製造装置	略
略	

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
焼入性評価試験装 置	略
レオメータ	1時間につき 180円
略	

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
走査型電子顕微鏡 (金属観察用)	略
走査型電子顕微鏡 (食物観察用)	1時間につき 1,770円
略	

走査型電子顕微鏡 （その他観察用）	略
略	
パネル変わり測定 装置	略
略	

- (5) 略
- (6) 分析機器類

名 称	使 用 料
略	
液体クロマトグラ フ（脂質用）	略
略	
原子吸光分光光度 計（化学分析用）	略
略	

- (7)・(8) 略
- (9) その他

名 称	使 用 料
略	
定温湯煎器	略
においセンサ	略

走査型電子顕微鏡 （その他観察用）	略
走査型レーザ顕微 鏡	<u>1時間につき</u> <u>280円</u>
略	
パネル変わり測定 装置	略
万能測長機	<u>1時間につき</u> <u>330円</u>
略	

- (5) 略
- (6) 分析機器類

名 称	使 用 料
略	
液体クロマトグラ フ（脂質用）	略
液体クロマトグラ フ質量分析計	<u>1時間につき</u> <u>4,630円</u>
略	
原子吸光分光光度 計（化学分析用）	略
原子吸光分光光度 計（食物分析用）	<u>1時間につき</u> <u>1,210円</u>
略	

- (7)・(8) 略
- (9) その他

名 称	使 用 料
略	
定温湯煎器	略
データロガー	<u>1時間につき</u> <u>280円</u>
においセンサ	略

略

- 2 略
- 3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター
- (1)・(2) 略
- (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
熱変形温度試験機	略
略	

(4)~(6) 略

(7) 略

- 4 栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター
- (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
サンプルヤーン・ワインディングマシン	略
地機	1時間につき 10円
高機	1時間につき 20円
略	

- (2) 略
- (3) 物性試験機器類

pHメータ	1時間につき	170円
略		

- 2 略
- 3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター
- (1)・(2) 略
- (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
熱変形温度試験機	略
熱老化試験機	1時間につき 220円
略	

(4)~(6) 略

(7) 設計・デザイン支援機器類

名 称	使 用 料
FDMシステム	1時間につき 3,370円

(8) 略

- 4 栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター
- (1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
略	
サンプルヤーン・ワインディングマシン	略
略	

- (2) 略
- (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
糸摩擦抱合力試験機	略
摩耗試験機	1時間につき 970円

(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
デジタルマイクロスコープ	1時間につき 840円

(5)・(6) 略

5 略

名 称	使 用 料
糸摩擦抱合力試験機	略

(4)・(5) 略

5 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県規則第二十二号

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則(平成十五年栃木県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～8 略</p> <p>9 精密測定</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>10～13 略</p> <p>二～九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表 略</p> <p>栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表</p> <p>一～四 略</p> <p>五 分析手数料</p> <p>1～9 略</p>	<p>別表</p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>一 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>1～8 略</p> <p>9 精密測定</p> <p>(1) 長さ測定 千四十円</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>10～13 略</p> <p>二～九 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表 略</p> <p>栃木県産業技術センター県南技術支援センター手数料細目表</p> <p>一～四 略</p> <p>五 分析手数料</p> <p>1～9 略</p> <p>10 蛍光X線分析装置による分析(鉱物等の検</p>

10) 略

栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター手数料細目表・栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略

量線法によるものに限る。)

五千七百二十円

11) 略

栃木県産業技術センター繊維物技術支援センター手数料細目表・栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第二十三号

栃木県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県流域下水道条例施行規則(平成二十五年栃木県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、<u>流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例</u>(昭和五十六年栃木県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>栃木県流域下水道条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、<u>栃木県流域下水道条例</u>(昭和五十六年栃木県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(都市整備課)

栃木県訓令第七号

栃木県土木工事直営執行規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土木工事直営執行規程を廃止する訓令

栃木県土木工事直営執行規程(昭和三十二年栃木県訓令第二十号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(監理課)